

令和6年度鳥取県立布勢総合運動公園嘱託職員（常勤）

選考試験実施要項

鳥取県立布勢総合運動公園

1 目的

鳥取県立布勢総合運動公園の管理・運営を補助する嘱託職員（常勤）を募集する。

2 受験資格

次の①～③のいずれにも該当する者。

なお、④～⑤は有している場合加点がある。

①パソコンにおけるワード、エクセル、パワーポイント等が使える者。

②普通自動車免許取得者。（オートマ限定可）

③18歳以上の者。（労基法第61条による）

④日商簿記2級以上

⑤スポーツ競技歴及び資格

3 採用人数 1名

4 雇用期間 採用決定から令和7年3月31日（雇用日は随時決定）

※契約の更新は次により判断する。

[期間満了時の業務量・能力,勤務,成績,態度・本会の経営状況・従事業務の進捗状況]

更新上限の有無 [無・有（更新4回まで又は 通算契約期間5年まで）]

5 募集手続

(1) 募集期間

令和6年9月6日（金）午前8時30分から採用決定まで（随時書類審査、面接を行い決定次第終了）

(2) 提出書類等

ア 履歴書（市販A4版のもので可）

イ 日商簿記2級以上を有する場合は資格証明書等の写し

ウ スポーツ及びトレーニング関係資格を有する場合は資格証明書等の写し

(3) 提出先

ア 鳥取県立布勢総合運動公園県民体育館まで持参すること。

イ 封筒の表に「嘱託職員採用出願書類在中」と朱書きすること。

6 選考試験の方法

選考試験は書類審査及び面接とする。

面接は、書類提出と同時にを行うので、必ず事前に電話連絡にて日程調整を行うこと。

面接会場は日程調整時に設定する。(基本的には鳥取県民体育館内)

7 採用者の決定等

(1) 提出書類を確認の上、面接審査の結果に基づき採用者を決定する。

(2) 選考の結果は、面接日を含めて1日以内に電話で連絡する。

(3) 採用予定日は随時決定する。

8 その他

(1) 問い合わせは、下記担当者宛てに行うこと。

(2) 鳥取県立布勢総合運動公園嘱託職員は、主に次の職務を行う。

ア 受付業務(窓口での利用申込手続き・金銭の收受など)

イ 施設の管理・運営の補助に関すること

ウ 事務処理の補助に関すること(会計事務等含む)

エ スポーツ教室及びトレーニングルームの指導・補助に関すること

(3) 鳥取県立布勢総合運動公園の勤務場所は次のとおりとする。

鳥取県立布勢総合運動公園

住所：鳥取市布勢146-1

(4) 給与、勤務時間等については次のとおり。

(参考)

ア 給与月額

(短大卒初任給)・・・154,800円程度

(四大卒初任給)・・・158,400円程度

※条件付きで昇給あり

※月平均労働日数21.0日

イ 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

ウ 勤務時間等：1週間あたり40時間を超えない範囲

シフト制による交代制勤務(4週間に8日の休日)

(1日の勤務時間：午前8時30分から午後10時15分のうち8時間)

〒680-0944

鳥取県鳥取市布勢146-1

鳥取県立布勢総合運動公園(担当：山本)

電話(0857)-31-6911